

番号 00247

自動車検査証

令和 4年 7月 29日

軽自動車検査協会

車 両 番 号			交 付 年 月 日		初度検査年月	自動車の種別	用 途		自家用・事業用の別		車 体 の 形 状		
秋田 580 < 2344			平成 19年 7月 26日		平成 19年 7月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]				
車 台 番 号			乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ		
JM23W-511039			4人		-kg	1000 kg	1220 kg		339 cm	147 cm	171 cm		
車 名		型 式		原動機の型式		燃料の種類	総排気量又は定格出力	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号		類別区分番号	
マツダ [301]		ABA-JM23W		K6A		ガソリン	0.65L	550 kg	450 kg	12718		0008	
使用者	氏名又は名称		秋田森林管理署										
	住 所		秋田県秋田市河辺和田字和田156-3 [05500 1123 016]										
所有者	氏名又は名称		東北森林管理局										
	住 所		秋田県秋田市中通5丁目9-16 [05500 0576]										
使用の本拠の位置			使用者住所に同じ										
有効期間の満了する日			備考 【秋田】 継続検査 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB** 令和1・2年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了 令和2年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了 令和2年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了 平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了* 【自動車重量税額】¥8,200* 【走行距離計表示値】86,800km（令和4年7月29日）* 【旧走行距離計表示値】73,900km（令和2年7月29日）* 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり* 【受検形態】指定整備工場**										
令和 6年 7月 28日													
年 月 日													
年 月 日													
年 月 日													
年 月 日													

OCR03-3194

COPY



裏面もご覧ください

証明書
番号 第 8AAEK5588 号

令和 4年 7月 25日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社



自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	秋田 580 < 2344 JM23W-511039	自動車の 種 別	軽 (対)
使用の本拠 の所在地	秋田県	使用の本拠 の所在地	秋田県
保険期間	自 令和 4年 8月 26日 午前12時 至 令和 6年 8月 26日 午前12時	保険料	¥19,730
保 住 險 所 契 及 約 び 者 の 氏 名	秋田県秋田市河辺和田字和田 1-5-6-3 秋田森林管理署	指定金融 機関名	
異 動 事 項		保険料収納済印	
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	秋田自管課 3255 日産プリンス秋田 0639	自動車 損害賠償責任保険料 4.7.25 E00001 収納済 東京海上日動火災保険株式会社

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者*または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸部腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書 番号 第 8AAEK5588 号	自動車損害賠償 責任保険	令和 4年 7月 25日 保険料領収証
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	秋田 580 < 2344 JM23W-511039	保険料 ¥19,730
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	管轄店名 及び 所在地
保険期間	自 令和 4年 8月 26日 午前12時 至 令和 6年 8月 26日 午前12時	

契約者 秋田森林管理署

様



扱
者
印

上記保険料を領収いたしました。

注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書をお受け取りください。

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

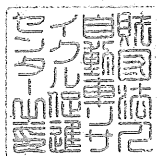
リサイクル券番号	1010-0831-5269
車台番号	JM23W - 511039
車名	マツダ

財団法人

自動車リサイクル促進センター

2007年07月26日発行

事務処理番号: 010-1104A130 <1>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥3,910
エアバック類料金	¥2,370
フロン類料金	¥2,030
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥8,540

※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	1010-0831-5269
車台番号	JM23W - 511039
車名	マツダ
預託金額	¥8,540(消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券 (B券) は使用済自動車再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1010-0831-5269
車台番号	JM23W - 511039
車名	マツダ

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

財団法人

自動車リサイクル促進センター

2007年07月26日発行

事務処理番号: 010-1104A130 <1>